

一般社団法人 遠赤外線協会

定 款

2012（平成24）年4月1日

# 一般社団法人遠赤外線協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人遠赤外線協会（英文名 Japan Far Infrared Rays Association 略称「JIRA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、遠赤外線関連製品・技術（遠赤外線放射特性を利用した製品（当該製品の部材を含む。）及びこれらの製品の試験評価を行うための機器並びにこれらの製品の製造技術及び試験評価技術をいう。以下同じ。）に関する調査及び研究、情報の収集及び提供、普及及び啓発等を行うことにより、我が国の遠赤外線関連産業の振興及び消費者保護を図り、もって我が国経済及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 遠赤外線関連製品・技術に関する調査及び研究
- (2) 遠赤外線関連製品・技術に関する情報の収集及び提供
- (3) 遠赤外線関連製品・技術に関する普及及び啓発
- (4) 赤外線関連製品・技術に関する内外関係機関等との交流及び協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、国内及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同して入会した遠赤外線関連産業を営む者とする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとして入会した者とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員は、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会できる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、第18条第2項に定める総会の特別決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款又は規程に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 総会

(種別)

第12条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会費及び入会金の額

(2) 会員の除名

(3) 役員を選任及び解任

(4) 役員報酬等の額

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後75日以内に開催し、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示して、開会の日の1週間前までに、会員に対してその通知を書面により発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合には、開会の日の2週間前までに書面により通知しなければならない。

3 前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、第25条第3項の定めにより、副会長が会長の職務を代行する。

(決議)

第18条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

ただし、議決権行使書面による議決権の行使の結果、総会開催前に、複数の役員を選任議案全てについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であつて、総会において議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の正会員に諮り、それに異議が出ない等のときは、役員候補者全員の選任に議案を一括で決議することができる。

(書面による議決権の行使等)

第19条 本会は、総会の招集にあたって、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使できるものとしてすることができる。この場合、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、当該正会員は出席したもののみならず。なお、当該代理人は、代理権を証明する書類を直接又は電磁的手段に

より、議長に提出しなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(総会規程)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規程による。

## 第5章 役員等

(役員の設定等)

第23条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長、副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって常勤の理事とし、同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員（法人又は団体にあつては、会員代表者とする。）の中から選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合は、理事においては2名を限度として、監事においては1名を限度として、正会員以外の者を選任することができる。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、あらかじめ理事会において定める代行順序により、会長の職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の業務を総括する。

5 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職

務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第18条第2項に定める総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額の範囲内で支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会規程によるものとする。

(責任の免除)

第31条 本会は、法人法第114条の規定により、役員が法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第32条 本会に、5名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第33条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

2 第27条第1項の規定は、顧問についても準用する。

## 第6章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べなければならない。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

2 理事会は、法令に定める事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年に2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、副会長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長並びに副会長及び監事は、記名押印する。

(理事会規程)

第43条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第44条 本会は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第46条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第48条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第49条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他

(資産管理)

第50条 本会の資産管理は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第51条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第54条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) その他法令で定めるもの

(収支差額の処分)

第55条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第56条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入予算額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得るものとする。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第57条 この定款は、第18条第2項に定める総会の特別決議によって変更することがで

きる。

(解散)

第58条 本会は、第18条第2項に定める総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第59条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 委員会等

(委員会等)

第60条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第61条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任命し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開等

(情報公開)

第62条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第63条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 補 則

(実施細則)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第65条 本会は、本会に財産の贈与又は遺贈をする者、本会の役員もしくは会員又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人遠赤外線協会の会員であるものは、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人遠赤外線協会の諸規程等は、一般社団法人遠赤外線協会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

5 本会の最初の代表理事は、小倉 忠、近藤 雄二、中村 勤とする。